



被爆78周年原水爆禁止世界大会

本市では、昭和62年9月に非核3原則の堅持と恒久平和を願い、明るく心豊かで幸せな市民生活を守るため、『非核平和都市宣言』を行いました。

8月4日から原水爆禁止世界大会・広島大会に参加した歌志内学園9年生の植田泰正さん、川野珠莉杏さん、進藤ゆきなさん、熊谷篤輝さん、中川瞬さんの感想文を紹介します。

原水爆禁止世界大会を振り返って



歌志内学園9年 植田泰正さん

私は8月4日から6日にかけて広島県に行きました。1日目は移動の日で、初めて飛行機に乗るので検査などで引っかけられないか心配でしたが、無事に乗ることができました。

広島に着いてからは、最初に平和行進に参加しました。猛暑の中、平和公園の周りを行進しました。北海道とは違う暑さの中で約30分間歩いたのでつらかったです。

行進を終えた後、原水爆禁止世界大会の開会総会に参加し、スピーチを聞いて、ビデオメッセージを見ました。その中で一番印象に残っているのは被爆者の桑本勝子さんのスピーチでした。桑本さんの

話によると、広島市内の人々は普通に生活していて無防備のまま原爆の炸裂を受けて、それが原子爆弾だとは知らずに死んでいった人がたくさんいたそうです。

私はこの話を聞いて今まで思っていた以上に原爆は恐ろしく、残酷なものだと思いました。学校の授業や、テレビなどを見て知っていた原爆の被害は、一部でしかなく人々の心に深い傷を残すものだと知りました。私は子どもころに体験したつらい経験を多くの人々に伝えようと活動されている桑本さんは本当に強い方だと思いました。

2日目は広島分科会に参加し、核兵器についての話や広島核について考える活動の話や核を取り上げている映画を見ました。その後は宮島に行って観光してきました。

3日目は原水爆禁止世界大

会のまとめ集会に参加しました。そこでは核廃絶についての話を聞きました。私は話を聞いていち早く核をなくそうと思えました。その後原爆資料館に行きました。そこには当時の悲劇を物語るものが展示されていて、原爆の恐ろしさを実感できました。

私は、この3日間の研修を終えて、原爆の悲惨さ、核の無い世界、今、問題になっているALPS処理水の海洋放出など様々なものを考えさせられ、とてもいい経験になったと思います。



▲左から柴田市長、熊谷さん、進藤さん、川野さん、植田さん、中川さん、片桐先生—市長室にて

原水爆禁止世界大会に参加して



歌志内学園9年
川野珠莉杏さん

8月4日から6日にかけて、広島に行きました。

8月4日。広島に到着してまず、最初にデモ行進をしました。代表者のかたがたを前に、北海道から日本列島の順になり、約30分間行進し続けました。北海道では感じるほどのできない程の猛暑の中、「ノーモア広島」「ノーモア長崎」などと声をあげ、デモ行進を終えました。行進後、私たちは「被爆78周年原水爆禁止世界大会」に参加しました。原水爆禁止世界大会では、被爆者の方の話や、外国の方からの話を実際に聞きました。今まではインターネットを通じてしか聞くことのできなかつた被爆者の方の話を直接聞

くのと、画面越しに聞くのでは全く違いました。被爆者の方の話の中でも一番印象に残っているのは、「原爆が投下されてしばらくは周りが灰やガラスが飛び散って何も見えなかった」という一文です。私は話を聞きながら想像していました。この大会に参加した私は、被爆したかたがたの気持ちに寄り添い、改めて核兵器の恐ろしさを学ぶことができました。私は、この事実を世界中の人々に知ってもらうことが大切だと思います。そのため、原水爆禁止世界大会やデモ行進を継続し、もっともっと世界中に伝えていくべきだと思いました。

今回の経験を今後に生かし、日々平和について考え、諸外国との友好関係についてもしっかりと学びたいと思います。引率で私たち5人を引っ張ってくださった林さん、そして貴重な経験ができる機会を設

けてくださった歌志内市の関係のかたがた、北海道の団体

の皆さま、本当にありがとうございました。



▲広島の献花台でお祈りする進藤さん（左）と川野さん（右）

原水爆禁止世界大会に参加して



歌志内学園9年
進藤ゆきなさん

私は8月4日から6日にかけて、広島の原水爆禁止世界大会に参加して核兵器の残酷さや悲惨さを学びました。その3日間の学習の中で特に印象に残ったことが2つあります。

1つ目は、実際に被爆者の方から話を聞いたことです。被爆者の桑本勝子さんという方が、被爆体験を語ってくれました。原爆が落とされたときはサイレンが鳴らず、みんな普通に生活していたことや、被爆後、川に水を飲みに行った人は続々と亡くなってしまったこと、疎開先から広島に帰ってきた子ども4分の1は両親が居なくなってしまうことなど、原爆が落とされ

た直後からその後のことまで、いろいろなことやそのときの心情について語ってくれました。実際に被爆した人の話を聞くと、その人の心情が強く伝わってきて教科書や資料集を読むよりも本当に原爆が落ちたんだ、という実感が湧きました。

2つ目は、原爆資料館に行ったことです。資料館にはボロボロになった服やたくさんのガラス瓶が溶けて1つになった物、熱で焦げてぐしゃぐしゃになった三輪車など、原爆の恐ろしさを肌で感じるような物がたくさん展示されています。実際に被爆した物を見るのは初めてだったので、このときも原爆が落ちたことに対しての実感が湧きました。

広島に投下された原子爆弾は、強烈な熱線や爆風、放射能で、その年の内に14万人もの生命を奪いました。このような過ちは二度と繰り返してはならないもので、私たち若者が中心となり、全世界に原爆や核兵器の恐ろしさを伝えていくべきだと思いました。

広島で学んだこと



歌志内学園9年
熊谷篤輝さん

原爆というものについて僕は元々とても恐ろしいものであるということが知っていましたが、くわしくはあまり知りませんでした。

そこで広島へ行き、いろいろなものを見て、聞いたことで、原水爆のことについてたくさん知ることができました。

広島へ行った3日間で、一番心に残っていることは、当時のことをよく知る被爆者の方の話でした。その被爆者の方が小学1年生のころに原爆が落ち、当時米軍の飛行機が来ると警報が鳴っていたそうですが、そのときは鳴りませんが、人々は何も知らずそのまま普段どおり通勤していたり、学校に行ったりしていました。

被爆78周年原水爆禁止世界大会を振り返って



歌志内学園9年
中川瞬さん

僕は、原水爆禁止世界大会に参加しました。

印象に残ったことは、語り手が話してくれた体験談で、視界が真っ白になって何も見えなかったことや、原爆で亡くなった人を集めて、火葬する時に、知り合いや友達がその集めた人の中に居たり、大げがをして骨が見えたり、顔が焼けただれ痛々しい姿をしていたなど経験者が語っていたのもすごく心にさざりました。

二日目では、資料を用いて原爆や被爆地の話を図やグラフを見ながら聞いたのでとてもわかりやすかったです。政治的なことについても話をしていたため、理解するのが

難しかったです。

三日目には、原爆ドームと原爆資料館に行きました。原爆ドームでは、原子力爆弾の熱線や爆風によって、焦げた壁や溶けかかった鉄の階段などが見え、原子力爆弾は爆発だけではなく、熱線や爆風が人や物、建物までも被害や影響を及ぼすんだなと思いました。資料館では、原子力爆弾の熱線によって、被害にあ

った三輪車や鉄製の弁当箱などの日用品が溶けかかったり、原型がわからなくなるくらいに溶けて固まった物や、溶けているいろいろな物にくっついてしまった物が展示されていました。そして、ボロボロになった衣服や衝撃的な写真も展示してありました。

僕は、この経験を活かして、原爆の悲惨さを世界に広める必要があると思いました。なぜなら、広島や長崎に落とされた原子力爆弾よりもっと強い核兵器を持っている国が今もたくさんあるからです。



▲原爆ドームを背に記念撮影



消防本部からのお知らせ

消防本部 ☎42・3255

秋の火災予防運動

10月15日(日)から31日(火)までの17日間、『火を消して 不安を消して つなぐ未来』を統一標語として全道一斉に秋の火災予防運動を行います。

■火災予防運動期間中の主な行事

- ・10月15日(日) 9時から「防火パレード」を実施し、消防車が市内を巡回します。
- ・10月15日(日) 20時にサイレンを鳴らしますので、これを合図にもう一度火の元を確かめましょう。
- ・消防車や有線放送設備を利用して火災予防広報を行います。
- ・消防職員が火災予防啓発の

ストーブ火災にご注意を！

ため、各家庭の火気取り扱い状況等を確認に伺いますのでご協力をお願いします。

これからの季節は気温が下がり、ストーブを使う機会が増えます。北海道で生活する私たちにとって欠かすことのできないストーブも、使用方法を間違えると火災につながる恐れがありますので、次のことに注意しましょう。

燃えやすい物を置かないようにしましょう。

②ストーブの近くにカセットボンベやスプレー缶を置くと、過熱され爆発する恐れがあるので置かないようにしましょう。

③ストーブに給油するときは燃料の入れ間違いに注意しましょう。また、給油後はタンクのふたが完全に閉まっているか確認しましょう。



＜予防・保安グループ＞

ふれあい市長室

希望団体募集

市民と協働で創るまちづくりを推進するため、幅広い年齢層や職種または団体・グループの皆さんと市長が気軽に話せる場として「ふれあい市長室」の希望団体を募集しています。

どうぞお気軽に申し込みください。

▼対象団体 市内在住または在勤しているおのおおむね5名以上の団体・グループなど
▼申込方法 開催申込書を記入のうえ、企画広報グループ(市役所3階)へ提出ください。

▼その他 ふれあい市長室の時間は1時間半程度とし、日時は代表の方と調整し決定します。

▼問い合わせ 企画広報グループ
(市役所3階 ☎42・3214)



第15話 高齢者の転倒増加について



警防・救急グループ



本市では65歳以上の方が転倒し、ケガをして救急車を要請することが増えています。特に家の中の転倒が多くなっています。



転倒で多いのが、
1位 トイレに行く前
2位 玄関、浴室、階段
3位 屋外の段差
※屋内では電源コードや布団に足が引っかかり転倒することもあります。

毎年10月10日は「転倒予防の日」(消費者庁)



高齢者が骨折をする、と、完治するまでに時間がかかり、入院や介護が必要になることがあります。転倒の危険性を理解し、転倒防止に向けて対策しておくことが大切です。

冬期間はブラックアイスパーンにも気をつけましょう



【転倒防止の方法】

- ① 体にあった適度な運動
- ② 寝起きやトイレに行くときは、ゆっくりと慎重に行動
- ③ 手すりや安定した物に掴まる
- ④ 電化製品などの電源コードは壁に寄せて設置

次回～第16話 消防署の車両について



これからも



素敵な笑顔で

令和5年度 歌志内市敬老会

9月22日、うたみんで4年ぶりとなる敬老会が開催され、出席された皆さんがお祝いのひとときを一緒に過ごしました。
会では市長や議長からお祝いの言葉と、こども園の園児たちやみどりのようせい やまちゃん等による余興で会場の皆さんをお祝いました。



この度は、誠にありがとうございます。

歌志内学園9年生 田村悠さん ボウリングで国体出場

たむらゆう

歌志内学園9年の田村悠さんが、鹿児島県鹿児島市で開催されるかごしま国体・ボウリング少年男子の部で北海道代表として出場します。

7月に開催された北海道強化選手競技力向上事業2023年第2回北海道内短期合宿において2位の成績を収めたことにより国体の出場権を獲得しました。

全国大会の出場は、7月に開催された文部科学大臣杯第47回全日本中学ボウリング選手権大会に続き、本年度2度目となります。

今回出場するのは10月8日から9日に行われる個人戦と団体戦（2人チーム戦）の2種目。少年男子の部の出場資格は15歳以上18歳未満のため、出場選手

の多くは高校生。数少ない中学生の一人として出場することとなります。

田村さんは「これまで全国大会に3回出場していますが、国体は格式を誇る大会のうえ、出場選手の多くは高校生なので、プレッシャーはかかっています。ですが、ミスをしても動揺することなく、自分のペースでプレイすることを目標にがんばりたいです」と抱負を語ってくれました。

国体の大舞台でベストを尽くしてがんばってください！



▲国体に向け練習に励む田村さん



いざというとき、講習を受けていたことで助かる命が増えます。
皆さんの助けで救える命が増えます。
今後もより多くの方の参加をお待ちしています。



歌志内市消防署
中田救急隊長

市消防署で 普通救命講習会 開催

9月16日、消防署で普通救命講習会が行われ、講習会に参加した16人が胸骨圧迫（心臓マッサージ）やAED（自動体外式除細動器）の使用方法、人工呼吸、止血法など万一の際に行動できる救命方法を学び、等身大の訓練人形を用いて訓練したあと、講習修了証を受け取りました。

■ AED（自動体外式除細動器）設置施設一覧

地区	施設名
東光	中北空知環境テクノロジー
本町	うたみん、市役所、消防本部
神威	市立病院、しらかば荘
中村	勤医協空知総合センター、道の駅、市民体育館、楽生園、チロルの湯
文珠	歌志内学園、こども園、親愛の家

ご確認をお願いします。
現在、本市ではAEDが左記のとおり市内5地区14か所に設置されています。今一度

の人を助けることができます。
AED（自動体外式除細動器）とは、震えている心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための器械です。意識や呼吸のない傷病者へ、救急車が到着するまでに胸骨圧迫（心臓マッサージ）とあわせて活用することでより多く



AEDの
配置場所

株式会社道北アークスと協定を締結しました

9月1日、株式会社道北アークスと「災害時における指定緊急避難場所としての使用及び応急生活物資の供給に関する協定」を締結しました。

～締結の概要～

1 協力の要請

大規模災害等が発生し、または恐れがある場合、アークスの管理する施設を避難場所として利用すること及び保持する物資の本市への供給等について、アークスへ要請を行う。

2 避難場所の使用

市の要請に対して、災害時においてアークスの管理する施設の一部を避難場所として開設することができる。

3 物資の配送

アークスは業務に支障をきたさない範囲で人員・車両等を用いて物資配送を行う。



▲六車代表取締役（左）と柴田市長（右）

問い合わせ 庶務グループ（市役所3階 ☎ 42-3212）

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

不動産登記簿を見ても土地・建物の所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律が間もなくスタートします。

令和6年4月1日から、相続等により不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務となります。

また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性がありますので、今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう。

・令和6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記をする必要があります。

・制度に対する詳細は「法務省ホームページ」を、個別の事案に対するご相談は、札幌司法書士会の「相続登記相談センター」☎011-211-6665（平日12時～15時）にお問い合わせください。

・法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html）

問い合わせ 税務グループ（市役所1階☎42-3217）

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

●老齢（補足的老齢）年金生

活者支援給付金

▽支給要件（次の要件を全て満たす方）

・老齢基礎年金を受給している

・65歳以上であり、世帯全員が非課税者である

・前年の年金収入額と所得額の合計が87万8900円以下である

▽給付額

5140円（月額）を基準に、保険料納付済期間、免除期間等に応じて算出されます。

●障害年金生活者支援給付金

▽支給要件（次の要件を全て満たす方）

・障害基礎年金を受給している

・前年の所得額が472万1000円以下である

▽給付額

障害等級により次のとおり

です。

・障害等級1級 6425円

（月額）

・障害等級2級 5140円

（月額）

●遺族年金生活者支援給付金

▽支給要件（次の要件を全て満たす方）

・遺族基礎年金を受給している

・前年の所得額が472万1000円以下である

▽給付額

5140円（月額）

●請求手続きはお早めに

日本年金機構より9月初旬

ごろから、給付金を新たにお受け取りになる方へ、年金生活者支援給付金請求書を送付します。必要事項を記入し、

お近くの年金事務所へ提出してください。また、これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出

してください。

してください。

●不審な電話等にご注意ください

さい

市役所や日本年金機構及び厚生労働省等から、電話で口座番号を聞き出そうとしたり、手数料などの金銭を求める行為を行うことはありません。

市役所や日本年金機構及び厚生労働省等から、電話で口座番号を聞き出そうとしたり、手数料などの金銭を求める行為を行うことはありません。



▼問い合わせ 年金生活者支援給付金に係るご質問は、

ねんきんダイヤルまたは年金事務所にお問い合わせください。

ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165

砂川年金事務所 ☎52・3892

3892

除雪ロータリーを貸し出します

高齢者世帯など除雪が困難な家庭の住宅周辺を除雪し不安解消を図ることを目的に、除雪のボランティアに取り組みされている町内会や自治会などの団体等に対して、除雪ロータリーを無料で貸し出します（ただし、燃料費は利用者の負担となります）。

▶応募締め切り 11月10日（金）

問い合わせ 保健介護グループ（市役所2階 ☎74-6616）



除雪ヘルパーを募集します

例年、除雪ヘルパー（有償ボランティア）が非常に不足しています。高齢者や体の不自由な方が安心して冬を過ごすように、地域の皆さまのご協力をお願いします。

▶作業内容 高齢者等宅の玄関から公道までの生活路確保（幅1メートル程度）の除雪作業

▶期間 12月から令和6年3月まで

▶報酬額 時間額1,800円（活動時間に応じて報酬をお支払いします）

▶応募条件 除雪作業に支障がない方（年齢や性別は問いません）

▶応募締め切り 11月10日（金）

問い合わせ 保健介護グループ（市役所2階 ☎74-6616）



高齢者世帯等の除雪サービスのお知らせ

体力や身体的に除雪が困難な高齢者世帯の冬期間の生活路を除雪する在宅支援サービスです。

▶対象世帯 世帯全員が70歳以上、要介護（支援）または重度身体障がい者の世帯で、市内に親族（お子さんなど）が居住していないために除雪の援助を受けることができない世帯

▶除雪期間 12月から令和6年3月まで

▶除雪範囲 おおむね15センチ程度の除雪時に、玄関から公道までの生活路（幅1メートル程度）を除雪します。生活路以外の除雪は行いませんのでご注意ください。

▶費用の負担 年額1万円（市民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯は無料）

▶申請方法 10月10日（火）から11月10日（金）の期間に各地域の民生委員へ申請してください。後日、保健介護グループが実態調査を実施し、サービスの決定を行います。

問い合わせ 保健介護グループ（市役所2階 ☎74-6616）

赤歌警察署からの

お知らせ

10月11日（水）から20日（金）まで全国各地域安全運動が実施されます。

1 安心安全なまちづくりの日
10月11日は「安心安全なまちづくりの日」です。地域全体で犯罪が起こりにくい環境づくりを進め、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現にご協力ください。

2 子どもと女性の犯罪被害防止

・買い物や犬の散歩など日常生活の中でできる「ながら見守り」にご協力ください。

3 特殊詐欺の被害防止

・お金を要求したり、「還付金があるからATMに行つて」など、金融機関に誘導される電話がかかってきたら、一度電話を切り、警察相談電話「#9110」にご相談ください。

▼問い合わせ 赤歌警察署警務課（☎32・0110）

空き家バンク登録物件を募集しています

市では、空き家等の有効活用を通して定住促進を図るため、空き家バンクへの登録物件を募集しています。

「空き家等」を所有していて、売却または賃貸での登録を希望される方は、企画広報グループ（市役所3階 ☎42-3214）まで申し込みください。

【制度の概要】

●空き家登録の募集・登録

売却（譲渡）もしくは賃貸を希望する空き家の所有者から、物件の情報登録を募り、「空き家バンク」に登録します。

●情報提供

登録した空き家の情報を市のホームページを通して公開します。

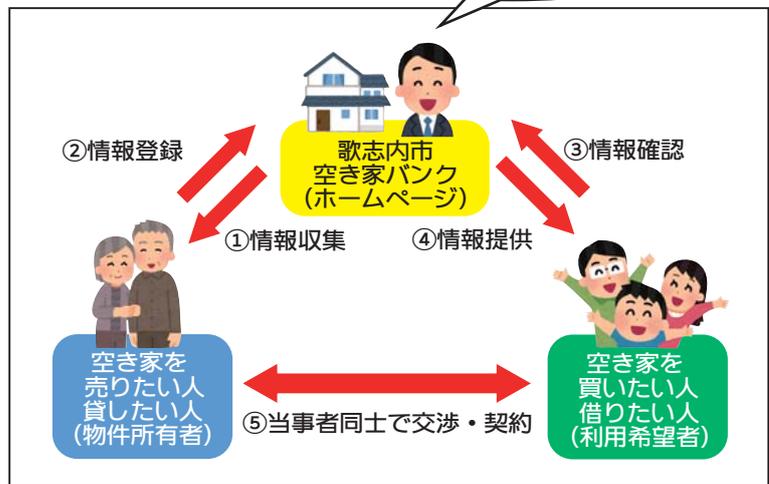
情報を見て具体的な交渉を希望する方は、市に利用の申し出を行い、市は希望する物件の詳細情報を提供します（9月7日現在、3件の登録があります）。

●交渉・契約

市は空き家バンクを通して、情報の収集と提供までを行い、所有者と利用希望者との交渉や契約は行っていません。

当事者同士で交渉や契約を行います。が、宅建業者に仲介を依頼する方法をお勧めします。

空き家になる見込みの方も、ぜひご相談ください！



▲空き家等情報登録制度（空き家バンク）の流れ

安全に火山に登るために～情報の活用を！～

皆さまは「火山登山者向けの情報提供ページ」をご存じでしょうか。

このページでは全国の活火山の最新の活動状況のほか噴火が発生したときに発表する「噴火速報」や火山活動に気になる変化がみられるときに発表する「火山の状況に関する解説情報」などの即時的な情報を掲載しています。また、噴火警戒レベルのリーフレット（導入火山のみ）や関係自治体が作成している「火山防災マップ」、各火山の周辺に設置した「監視カメラ映像」のリンクなども掲載しています。

火山周辺に出掛ける、あるいは登山の際には、「火山登山者向けの情報提供ページ」から対象の火山を選択し、最新の情報をご確認ください。なお、前触れもなく噴火することもあるので、突然の噴火に備えてヘルメット等を準備しましょう。



▲気象庁 火山登山者向けの情報提供ページ QRコード

URL https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html

<庶務グループ>

問い合わせ 札幌管区气象台 地域防災推進課 (☎ 011-611-6149)

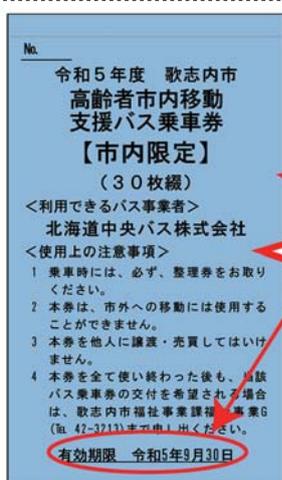
歌志内市高齢者市内移動支援事業 実施期間延長のお知らせ

<問い合わせ 福祉事業グループ 市役所2階 ☎42-3213>

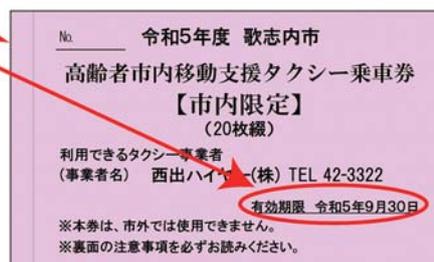
本年4月より75歳以上の高齢者を対象とした、「高齢者市内移動支援事業」を9月30日までとして実証実験を実施してきましたが、実施期間を令和6年3月31日まで延長することが決定しましたのでお知らせします。支給したタクシー・バス券に有効期限9月30日と記載されていますが、10月以降もご利用できます。

●使用上の注意事項

- ①市外への移動には使用することができません。
- ②他人へ譲渡・売買はしてはいけません。
- ③タクシー乗車券の利用時間は、7時から18時までです。
- ④バス乗車券を利用する際にも、必ず整理券をお取りください。



有効期限
令和6年3月31日
に延長決定!



～百歳の長寿を祝って～祝状と記念品を伝達

9月25日、今年度に100歳を迎える市内にお住まいの竹内ミツエさんと長路ミヨさんに長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことに感謝し、内閣総理大臣から贈呈される祝状と記念品(銀杯)を伝達しました。

竹内さん、長路さん、この度は誠にありがとうございます。

<福祉事業グループ>



▲竹内ミツエさん



▲長路ミヨさん



議会の動き

第3回定例会
9月12日から会期3日間で開催

承認された報告

■専決処分報告について

令和5年4月13日発生の木による家屋損害事故について、事故の原因が本市にあることから、当該損害箇所の修繕工事費の全額を市が支払うことで示談を締結したため、昭和63年6月22日議決の「市長専決処分事項の指定」により専決処分しました。

報告された事案

■令和4年度決算に基づく歌

志内市健全化判断比率につ

いて

■同歌志内市資金不足比率に

こと

これらの比率について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき議会への報告を行いました。

「健全化判断比率」は下表のとおりで、「資金不足比率」は市営公共下水道特別会計及び病院事業会計とも資金不足額がないことから算出されませんでした（経営健全化基準20・0%）。

【表】健全化判断比率

区分	歌志内市	早期健全化基準
実質赤字比率	赤字額なし	15.00%
連結実質赤字比率	赤字額なし	20.00%
実質公債費比率	8.9%	25.0%
将来負担比率	算定数値なし	350.0%

教育委員会委員の任命

9月30日で任期満了となる佐藤友美氏の再任について、議会の同意を得ました。

〈任期4年間〉

■市内文珠

佐藤友美氏

※再任のため略歴は省略します。

人権擁護委員の推薦

人権擁護委員澤田季孝氏が9月30日をもって任期満了となるので、引き続き委員として推薦するため、議会の同意を得ました。

〈任期3年間〉

■市内文珠

澤田季孝氏

可決された議案

■歌志内市職員特殊勤務手当支給条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律における新型コロナウイルス感染症に位置づけがら類感染症に変更されたことに伴い、防疫等作業手当の特例等を廃止するため、関係条文を整備しました。

■歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める奨励の一部を改正する省令の公布に伴い、電気自動車等に用いる急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、あわせて火災予防上必要な措置の見直しを行うなど、関係条文を整備しました。

■北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体に後志広域連合を加えるため、規約の一部を変更しました。

■令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）

歳入歳出予算に2327万2千円を追加し、予算総額を

43億3798万1千円としました。補正予算の主な内容は次のとおりです。

【歳入】

▽国庫（道費）支出金返還金の増

1937万2千円

▽改良住宅及び市営住宅の内政部改修等に係る工事請負費の増

495万円

▽住宅改修促進助成事業に係る補助金の増

262万4千円

▽コミュニティセンターの鉄扉改修に係る工事請負費の増

64万9千円

【歳入】

▽保育環境改善等事業の増

17万円

▽住宅改修促進助成に係る過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金の増

262万4千円

▽前年度繰越金の増

2000万円

▽国庫支出金過年度収入の増

45万7千円

閉会中の審査として
付託された議案

■令和4年度歌志内市各会計
歳入歳出決算の認定につい
て

■同歌志内市病院事業会計決
算の認定について

これら2議案は、9月12日
に設置された決算審査特別委
員会（山崎瑞紀^{やまざきみづき}委員長、議長
及び監査委員を除く全議員で
構成）に、閉会中の継続審査
として付託されました。

可決された意見書

■下水サーベイランス事業の
実施を求める意見書

■脱炭素と自然再興に貢献す
るサーキュラー・エコノミ
ー（循環型経済）の推進を
求める意見書

■学校給食の無償化を求める
意見書

■軽油引取税の課税免除特例
措置の継続を求める意見書

〈9月14日・議員提出〉

これらの意見書が原案とお
り可決され、内閣総理大臣な
ど各関係先に送付されました。

10/1日 みんなのおうち調査

私たちの住生活に役立つ
大切な調査です。

令和5年 住宅・土地統計調査

■住宅・土地統計調査にご回答ください

10月1日を調査期日として、全国で「令和5年住宅・土地統計調査」が行われます。

この調査は、住生活に関する重要な調査で、全国約340万世帯のかたがたを対象とした大規模な調査です。統計の対象となる世帯の方には、すでに9月下旬ごろから調査員が訪問して調査票を配布していますので、調査内容をじゅうぶんご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、調査の内容は統計以外の目的に使用されることはありません。

●住宅・土地統計調査とは

統計法に基づいた国の重要な統計調査です。

住生活に関する様々な施策のための基礎資料を得ることを目的として行われます。

問い合わせ 企画広報グループ（市役所3階☎42-3214）

こんにちは!

環境交通グループ 浅沼和正^{あさ めま かず まさ}です

はじめまして、6月1日から市民課環境交通グループで勤務しています浅沼和正です。

私は旭川市で生まれ育ち、高校卒業後に一度旭川で就職し、その後札幌の大学へ進学しました。大学卒業後には接客販売職として約4年間、千歳市と函館市で勤務していました。学生のころにはアリーナチロルを利用するために通ったこともあり、歌志内市を身近に感じていました。

趣味と言えるかわかりませんが、目的地を決めずにドライブすることが好きです。夜中の運転が特に好きで、静かな道を車で走るのが自分にとって好きな時間です。

この度、歌志内市役所でお世話になることになり、現在の仕事ではゴミ処理関係や市営墓地の申請受理、交通安全活動など庁舎の外に出る機会が多くあるので、市民の皆さまとの交流を大切にしていきたいと考えています。わからないことが多くありますが、戦力として勤務できるよう上司の指導を吸収して新しい視点を持って効率化を図りたいと思います。歌志内市に貢献できるよう精進しますので、どうぞよろしくお願いいたします。



スポーツで明るく元気に! オクトーバー・ラン&ウォーク開催

本市と包括連携協定を締結している株式会社アールビーズが運営する「オクトーバー・ラン&ウォーク2023」が開催され、本市もエントリーすることとなりました。

スマホアプリを利用して、1か月間の歩数や走行距離を競うオンラインイベントです。

家族や仲間と、地域一丸となって、10月は歩こう！走ろう！

〈企画広報グループ〉

●開催要項

▶開催期間 10月1日(日)～31日(火)

▶種目 ウォーキングの部、ランニングの部

▶参加費 無料

▶参加方法 ウォーキングの部は「スポーツタウンWALKER」アプリ、ランニングの部は「TATTA」アプリをダウンロードする必要があります(下記をご覧ください)。

▶参加特典 10月の1か月間の総歩数・総走行距離に応じて抽選プレゼントに応募できます。くわしくは大会ホームページ (<https://arbee.net/pj/octoberrun2023>) をご確認ください。

▶申し込み 10月31日(火)まで ※開催期間中も申し込み可能です。

▶問い合わせ オクトーバー・ラン&ウォーク2023大会事務局 (october@runners.co.jp)

●アプリダウンロード・参加方法について

「ウォーキングの部」はこちらをご覧ください



ウォーキングアプリ
「SPORTS TOWN WALKER」
(スポーツタウンウォーカー)
をダウンロード



歩いた距離に応じて動物のキャラが育ったり、ランキングが毎日更新されるのでアプリを見るのが楽しみになります



Android



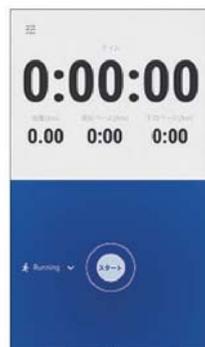
iPhone

アプリをダウンロードし、10月に起動するだけで自動で「オクトーバー・ラン&ウォーク」への申し込みも完了します。

「ランニングの部」はこちらをご覧ください



ランニングアプリ
「TATTA」(タッタ)
をダウンロード



ランニング中は走行距離やペースがリアルタイムで表示され、音声でも案内されます。全国ランキングも毎日更新されます



公式チームに参加し、チーム内の「イベント」タブから「オクトーバー・ラン&ウォーク」に参加すると申し込みが完了します。

あなたの健康を応援します!

今回のレッツ健康は『季節性インフルエンザの予防』についてです。

インフルエンザウイルスは低温・乾燥の状態では活動が活発になるため、冬場に流行が見られます。インフルエンザに感染すると、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身の症状が突然現れることが多く、高齢者や呼吸器に持病がある方、子どもが重症化しやすく、脳炎などの合併症を引き起こすことがあります、注意が必要です。

●インフルエンザにかからないためには？

①ウイルスを近づけないようにしましょう

- ・人混みを避け、ウイルスとの接触機会を減らす。
- ・外出時は、手で口や鼻などを触らないようにする。
- ・外出後や調理・食事の前などに石けんを使って手を洗う。

②適切な湿度（50～60%）を保ちましょう

③免疫力を高めましょう（じゅうぶんな睡眠とバランスの良い食事）

④予防接種を受けましょう

- ・予防接種には感染する可能性を減らし、重症化を予防する効果があります。インフルエンザは12月から3月に流行することが多いので早めに接種しましょう。
- ・ワクチン接種後の免疫の有効期間は5か月間程度です。

※季節性インフルエンザとコロナワクチン予防接種の間隔の規定はなくなりました。



<本市では以下の方にインフルエンザ予防接種費用の助成を行っています>

- ・65歳以上の方など
 - ・1歳～高校生相当の方
 - ・妊娠している方
- （くわしくは今月号の折り込みチラシをご覧ください）

●インフルエンザにかかってしまったら？

①インフルエンザが疑われる症状が出たら早めに医療機関を受診して治療を受けましょう

※発熱後12時間以内だと検査方法によっては、感染しているかわからないことがあります。早めに抗ウイルス剤等を使用することで、早期に症状が緩和されます。

②安静にして休養しましょう

③水分をじゅうぶんにとりましょう（発熱による脱水を予防）

④周りの人にうつさないよう「せきエチケット」を心がけましょう

※インフルエンザは、主に、せきやくしゃみをした際の飛沫ひまつに含まれるウイルスで感染します。

発熱があり病院を受診する際は、事前に医療機関に連絡しましょう。



ウイルスは、症状の出る前日から発症後3日から7日間は排出されると一般的に言われており、熱が下がると減少していきませんが、ウイルスの排出期間には個人差があります。熱が下がり数日が経過しても、せきやくしゃみ等の症状が続く場合は、周りの人にうつさないよう気をつけましょう。学校保健安全法では、発症後5日を経過し、熱が下がった日をゼロ日として2日（幼児は3日）経過するまでが出席停止期間ですが、学校、職場等で取り決めがあれば、それに従いましょう。

問い合わせ

保健介護グループ（市役所2階☎74-6616）